



2026年2月24日

各 位

会社名 グローピング株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 田中 耕平
(コード番号: 277A 東証グロース市場)
問合わせ先 CFO 上級執行役員 建林 秀明
TEL. 03-5454-0805

従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年4月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 287,966株
(3) 処分価額	1株につき2,044円
(4) 処分総額	588,602,504円
(5) 割当予定先	従業員 133名 287,966株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の従業員133名（以下「対象従業員」といいます。）に対し、金銭債権合計588,602,504円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式287,966株を処分することを決議いたしました。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象従業員は、譲渡制限期間を1年とするもの（以下「制度(i)」）といいますが、5年とするもの（以下「制度(ii)」）といいますが、又は3年2か月とするもの（以下「制度(iii)」）といいますが、に係る譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいますが、）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、次に定める期間（以下譲渡等が禁止される期間を「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。ただし、各譲渡制限期間中において対象従業員が休職した場合には、当該休職期間に相当する月数について、当該各譲渡制限期間を延長するものとする。

- ・制度（i）

2026年4月30日（以下「払込期日」といいます。）から2027年4月30日まで

- ・制度（ii）

- (a) 制度（ii）を適用する本割当株式の15%

払込期日から2027年4月30日まで

- (b) 制度（ii）を適用する本割当株式の20%

払込期日から2028年4月30日まで

- (c) 制度（ii）を適用する本割当株式の25%

払込期日から2029年4月30日まで

- (d) 制度（ii）を適用する本割当株式の25%

払込期日から2030年4月30日まで

- (e) 制度（ii）を適用する本割当株式の15%

払込期日から2031年4月30日まで

- ・制度（iii）

払込期日から2029年6月30日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

(ア) 対象従業員が各譲渡制限期間中、継続して、当社の従業員の地位にあることを条件として、各譲渡制限期間が満了した時点において、各譲渡制限期間に係る本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(イ) 対象従業員が、各譲渡制限期間中に当社又は当社子会社の取締役、監査役、顧問又は従業員のいずれも退任又は退職した場合、当社は、譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。

(3) 当社による無償取得

当社は、各譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、

当社の取締役会の決議により、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当然に無償で取得する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年2月20日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,044円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上